

議案第43号

瀬戸内市下水道条例の一部を改正することについて

瀬戸内市下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年6月24日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

災害その他非常の場合において、他の市町村の指定工事店であっても排水設備等の新設等の工事を行うことができる規定を追加するため。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸内市下水道条例(平成16年瀬戸内市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

排水設備等の新設等の工事は、次に掲げる工事を除き、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

- (1) 民有地の汚水又は雨水を排除する軽易な排水管又は排水渠の埋設工事等（公共ますへの接続工事を含むものを除く。）の軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認める工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市下水道条例(平成16年瀬戸内市条例第149号)新旧対照表

現行	改正後
(排水設備指定工事店の指定) 第6条 <u>排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)</u>は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)<u>でなければ、行ってはならない。</u> 2・3 略	(排水設備指定工事店の指定) 第6条 <u>排水設備等の新設等の工事は、次に掲げる工事を除き、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)</u>でなければ、<u>行ってはならない。</u> (1) <u>民有地の汚水又は雨水を排除する軽易な排水管又は排水渠の埋設工事等(公共ますへの接続工事を含むものを除く。)</u> <u>の軽微な工事</u> (2) <u>災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認める工事</u> 2・3 略